

## 夏井地区から

# 住宅などの除染を始めます

町では、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「小野町除染実施計画」(広報おのまち2012年11月号掲載)を昨年10月1日に策定しました。

この計画に基づいて、長期的に追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目標として、除染を進めます。

また計画では、小野新町地区、飯豊地区、夏井地区の旧町村単位を基本として、それぞれの区域に除染作業によって生じた土壌などの仮置き場の設置を目指すこととしています。

3つの地区のうち夏井地区における仮置き場が決まったことから、町が主体となり、業者に委託して除染を始めます。これから夏井地区の住民を対象とした説明会、現地調査についての同意取得、放射線量の測定、除染方法の確認な

どの手続きを予定しています。

また仮置き場が決まっている地区(小野新町地区、飯豊地区)においても、確保でき次第、夏井地区と同じように進めていきます。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 除染とは

生活空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることです。

### 除染の目標

生活空間における平均的な空間線量を地上高1mのところでは毎時0・23マイクロシーベルト未満とします。(小学生以下の子どもがいる住宅では地上高50cmとします)

### 夏井地区における仮置き場について

〈仮置き場の位置〉

大字南田原井字長沢地内「なつ自然公園」の一部

仮置き場は徹底した安全対策で管理します。

仮置き場敷地の外での空間線量率が、周辺環境と同程度の水準となるよう計画、設置します。

除去土壌などを詰め込んだコンテナバックを地上に積み上げる構造とします。(地上保管方式・図1のとおり)

現在、調査設計など造成工事の発注に向けて、準備作業を進めています。

### 除染の流れ(予定)

①除染作業委託業者を決定します。

②除染の方法、手続きなどに

ついでの説明を行います。(説明会の開催など)

③調査や敷地立ち入りについての土地所有者などからの承諾を得ます。

④現地調査(放射線量の測定)を行います。

⑤測定の結果  
▽毎時0・23マイクロシーベルト以上の箇所がある場合  
↓除染作業内容を提案します。  
▽すべての測定箇所が、毎時0・23マイクロシーベルト未満  
↓除染は行いません。

⑥除染作業を実施します。(刈り込み、拭き取り、汚泥の除去など)

⑦放射線量の測定・除染効果の確認を行い、土地所有者などにお知らせします。

⑧除染終了です。  
※測定、除染作業の順序は、放射線の影響や作業効率などを考え、受託者と協議し決定します。

現地調査や除染作業を実施する際は、現場立ち会いの上、確認をお願いします。

除染作業で発生した土壌などは、仮置き場に搬入できるよ

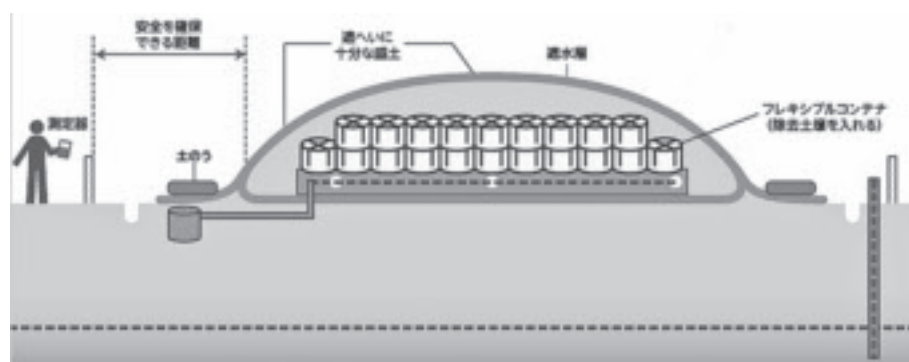


図1. 仮置き場の構造(地上保管方式)。